

第2章 自然と調和した環境にやさしいまちづくり

第1節 豊かな自然との共生

●第1項 自然



【前期基本計画での主な取組】

- 市民と連携した河川一斉清掃や市内河川における水質検査の実施など、水環境の保全に取り組みました。また、河川への油流出事故などに対応しました。
- 「伊那市50年の森林（もり）ビジョン」に基づき、自然環境の保全や森林の管理などの取組を推進するとともに、友好都市における啓発事業として、移動教室事業や都内の高校生による奉仕合宿の受入れ事業を行いました。
- 保育園におけるシンボルツリーを通じた木育や「信州やまほいく」の実践、また、小学生を対象にした子どもエコツアーの開催や学校給食食農体験事業「暮らしのなかの食」など、地球環境問題や省エネ、自然に親しむ取組を通じて、幼少期からの環境教育を推進しました。
- 自然環境を保全するため、衛生自治会を中心にアレチウリの市全域の一斉駆除を行うとともに、オオキンケイギク、ビロードモウズイカ等の外来植物駆除活動を行いました。
- 生態系の維持に向け、新山トンボの楽園や横山ザゼンソウの保護活動への支援、ライチョウサポーターのフォローアップ研修、外来植物の駆除活動の実施及び支援などを行いました。
- 関係機関と連携し、南アルプスの特徴ある地形・地質や自然景観を核としたジオパークの取組や、南アルプスの生態系や生物多様性を核としたユネスコエコパークの取組を推進しました。また、山岳環境の保全のため、携帯トイレの普及を推進しました。

【施策分野における現状と課題】

- 水環境を保全するため、河川の水質改善や水辺の環境維持、地下水の過剰な採取の防止など、人為的な被害を防止すべく、環境保全を啓発する対応が求められています。
- 山林や河川等への不法投棄が後を絶たず、地権者と協力した適正な管理や監視等の強化が必要です。
- 自然環境の保全に向け、里山を含む森林に対する市民の理解と意識の醸成が求められています。
- 子どもに対する環境教育プログラムは定着してきましたが、保育園や学校で学んだことが更に家庭や地域への広がりにつながるような環境教育を、継続的に実施していく必要があります。
- 外来生物の生育域拡大により、在来種への影響が懸念されているため、繁茂している外来生物への対応のあり方を検討し、駆除していく必要があります。
- 南アルプスの保全と活用に当たり、ユネスコエコパークとジオパークの取組を継続していく必要があります。今後は、行政の取組だけでなく、地域団体の連携により、持続的に保全や活用する仕組みづくりが求められています。
- 登山者の携帯トイレ携行率及び利用率を向上させる仕組みづくりが求められています。

【後期基本計画における施策と展開方針】

1 水環境の保全

○森林整備による治山・治水や水源のかん養、河川清掃の実施により、市内河川の水質改善等を進めます。また、天竜川水系水質保全連絡協議会など関係団体と連携し、油の流出といった事故等に対応します。

2 自然環境の保全

○生物多様性を意識し、自然環境の保全や森林生態系の健全性と活力の向上に努めます。
 ○ごみの不法投棄やポイ捨ての禁止など、自然環境の保全に向けた啓発活動を推進します。
 ○各地区衛生自治会と協力し、啓発及び巡回を行うとともに、地権者による土地の適正管理を呼びかけ、市報等により啓発を行います。また、警察とも連携し、不法投棄撲滅に取り組みます。

3 環境教育の推進

○ごみの分別、自然保護、省エネ、地球温暖化防止など、環境に対する意識の向上と正しい情報の共有を図りながら、環境にやさしい習慣や行動が定着するよう、市民に対する環境教育を推進します。

4 生物多様性の保全

○2022年（令和4年）12月の生物多様性条約締約国会議で採択された「昆明・モントリオール生物多様化枠組」に沿って、生物多様性を保全し、ネイチャーポジティブを目指します。
 ○希少な動植物を保護し、生態系の多様性、種の多様性、遺伝的多様性を維持するため、外来生物の生息域を把握するとともに、駆除を進めます。

5 南アルプスの保全・活用

○ユネスコエコパークに関係する3県10市町村で連携し、広域的に南アルプスの保全・活用に取り組みます。また、日本ジオパークの取組として、南アルプスの特徴ある地形、地質や自然景観が貴重な資源であることを認識し、保全に対する意識の醸成に向け、普及、啓発活動に努めます。
 ○登山者に対し携帯トイレの携行及び利用を持続的に広報するとともに、携帯トイレが使用できる環境整備に取り組みます。

【まちづくり指標（KPI）】

まちづくり指標	現状値		目標値		備考 (数値根拠)
	数値	年度	数値	年度	
長野県水質測定計画における環境基準類型（三峰川）	A	2022 (R4)	A	2028 (R10)	計画期間中Aを維持



●第2項 景観形成



【前期基本計画での主な取組】

- 伊那市景観計画及び景観条例により、良好な景観を保全するため景観行政を推進しました。また、伊那市独自の屋外広告物条例を制定し、屋外広告物の適正な掲出と維持管理に向けた規制及び誘導を図りました。さらに、新たな景観形成住民協定締結の働きかけを行いました。
- 景観整備事業補助金などにより、景観形成に係る住民協定地区内の活動を支援しました。
- 市内各地域の身近な景観についての認識を深め、各地域共有の景観育成の方向を探ることを目的としたイベント「ふるさと景観ウォッチング」を実施しました。
- 産学官による連携組織「三風の会」の活動を支援し、伊那谷の原風景の継承に係る取組を行いました。また、三風の会のマニュアルに基づき、公共施設等の誘導看板を整備しました。
- 地域住民や地域団体、企業、学校等が道路の里親となり、清掃・美化活動を行う「伊那市うるおいの郷づくりふれあい事業（伊那市アダプトシステム）」及び「信州ふるさとの道ふれあい事業（長野県アダプトシステム）」等の取組により、良好な景観づくりに努めました。
- 「日本一の桜の里づくり計画」に基づき、地域の桜の保護育成の主体となる地域桜守の育成や、桜の管理指導、市内公共施設の桜の管理を伊那市振興公社と連携して行いました。
- 信州伊那アルプス街道推進協議会の活動を通して、日本風景街道の運動を進める市民、団体等が、魅力あるルートの創造や道路空間づくり等に当たり、情報の共有、意見交換、地域間交流等を推進しました。
- 高遠町地域の「日本で最も美しい村」連合への加盟により、自信と誇りを持って心豊かに暮らせる活力ある地域づくりを推進しました。
- 城下町としてのまちなみを形成するための高遠町（国道361号）における無電柱化事業が完了しました。

【施策分野における現状と課題】

- 本市の良好な景観は、かけがえのない市民共通の財産であり、先人から受け継いだ本市らしいふるさとの景観を守り育て、将来に引き継いでいく取組を充実する必要があります。
- 本市独自の屋外広告物の表示、設置のルールを定めた「伊那市屋外広告物条例」を制定したことから、屋外広告物の適正な規制管理が必要となります。
- 国道153号伊駒アルプスロード沿道における、周辺の良好な環境・景観の形成や保持のため、地域の特性に応じた対策を講じる必要があります。
- 美しく映えるアルプスの山々を眺望できる上伊那共通の景観を保全するため、上伊那圏内の各地域が連携を図り、きめ細かな景観形成への配慮と、共通の財産である眺望景観を守る基準やテーマを共有していく必要があります。
- アダプトシステム協定団体が固定化しているため、新たな地域の加入を促進していく必要があります。
- 「日本一の桜の里づくり計画」を推進するため、計画理念の浸透を図り、地域桜守の活動をPRしていくことや、後進の育成に努めていく必要があります。

【後期基本計画における施策と展開方針】

1 景観計画に基づく施策の推進

- ふるさとの景観を守り育てるため、啓発活動や景観教育を推進し、景観形成基準等の周知に努めます。また、景観に大きな影響を与える屋外広告物等の規制・誘導を図るため、本市の特性を踏まえ、独自の表示ルールを定めた屋外広告物条例により、良好な景観形成に取り組みます。
- 沿道の景観形成を推進するとともに、災害時の緊急輸送路を確保するため、新たな無電柱化整備に向けた検討を行います。

2 景観形成活動への支援

- 伊那市景観形成連絡会と信州伊那アルプス街道推進協議会を統合し「伊那市景観協議会」を設立するとともに、同協議会や三風の会など景観関連団体と連携し、良好な景観の形成に向けた、市民・事業者・行政の協働による取組を積極的に推進します。また、住民協定の活動を支援するとともに、国道153号伊駒アルプスロード沿道において、適正な土地利用誘導に取り組みます。
- アダプトシステムの活動を支援するとともに、広報活動を通じて協定団体の拡大を図ります。

3 日本一の桜の里づくりの推進

- 「日本一の桜の里づくり計画」に基づき、市民による桜の管理体制づくりを推進するなど、市の花である「さくら」によるまちづくりを進めます。

4 自然景観の保全

- 景観形成活動団体と連携し、二つのアルプスや清流、段丘崖緑地など、本市の特色ある景観を守る取組を推進します。
- 「日本で最も美しい村」連合に加盟する高遠町地域をはじめ、伊那市ならではの美しい日本の原風景の保全に取り組みます。

【まちづくり指標（KPI）】

まちづくり指標	現状値		目標値		備考 (数値根拠)
	数値	年度	数値	年度	
屋外広告物条例に基づく指導及び助言等の件数	35 件	2022 (R4)	245 件	2028 (R10)	累計件数
伊那市うるおいの郷づくりふれあい事業協定締結数	18 件	2022 (R4)	20 件	2028 (R10)	



第2節 環境にやさしい循環型社会の実現

第1項 地域環境



【前期基本計画での主な取組】

- 「伊那市環境基本計画」に基づき、自然環境の保全、ごみの減量化、地球温暖化防止、環境教育等の事業を進めました。
- 伊那市地球温暖化対策地域エコリーダー協議会において、温室効果ガス排出抑制対策を検討し、実践しました。
- 省エネルギーの普及促進に向け、省エネ・節電対策の啓発を行い、二酸化炭素排出抑制量や省エネのメリットを広報するとともに、LED照明への交換を促進しました。
- 公害防止の取組として、野焼き、騒音、振動、悪臭などの苦情への対応、自動車騒音常時監視による調査及び面的評価を行いました。
- 太陽光発電事業と地域との共生及び自然環境等の保全を実現し、市民の生命と財産を保護することを目的に、「伊那市太陽光発電設備の設置等に関する条例」を制定し、太陽光発電設備の設置に対し、必要な規制等を行いました。

【施策分野における現状と課題】

- 温室効果ガス排出量を削減するためには、市民・事業者・行政などが、身近な取組を継続的に進めていくことが重要であるため、更なる意識の醸成及び設備の適正な設置に向け、啓発を図る必要があります。
- 省エネへの取組は、環境面のみならず経済面でも効果が大きいことから、省エネ行動を促すための意識を醸成する必要があります。
- 省エネの具体的な取組について継続的に啓発を行っていますが、日常的な取組の浸透度合いを把握することが難しい状況にあります。また、市民が省エネ効果や成果を実感できる方法を取り入れていく必要があります。
- 公害については、生活様式の変化や地域の繋がり希薄化などにより、苦情の種類や状況も多様化しています。中でも野焼きについては、場所や規模によっては苦情が寄せられることがあるため、周囲の生活環境に配慮した実施について、一層の啓発が必要となります。
- 廃棄物の発生抑制「3R（スリーアール）」の取組は浸透してきていますが、循環型社会の構築に向け、更に取組を推進していく必要があります。
- 野立ての太陽光発電設備は、その設置により、景観や自然環境等への影響や、災害の発生等が懸念されます。今後普及が見込まれる営農型の太陽光発電設備も含めて、条例に沿った整備が求められます。

【後期基本計画における施策と展開方針】

1 環境基本計画の推進

- アルプスから里山にかけて広がる多様な森林、天竜川や三峰川を代表とする清らかな河川や美しい里地など、先人から受け継いだ豊かな自然環境を次代に引き継ぐための取組を推進します。
- 再生可能エネルギーの導入や省エネルギーの促進による温室効果ガスの排出削減に取り組むとともに、設備の導入に当たっては、関係法令等に沿った適切な対応を求めます。また、公害の発生防止や環境負荷の低減に努めることにより、環境にやさしい循環型社会の構築を目指します。
- 限りある資源を有効に活用するため、3Rの推進やごみの分別の徹底により、ごみの減量化や資源化等に努め、快適な住環境を保つ取組を推進します。
- 環境教育の充実や住民参加型の環境施策の推進により、生活環境や地球環境などの問題解決に向けて、一人ひとりが行動していく社会の構築を目指します。
- 太陽光発電設備設置計画に対しては、条例に沿った対応を求め、条例の目的が達成されるよう取り組みます。また、温室効果ガスの排出削減に有効で、災害時の備えとしても有用な屋根置き型太陽光発電設備の促進に努めます。

2 省エネルギー普及の促進

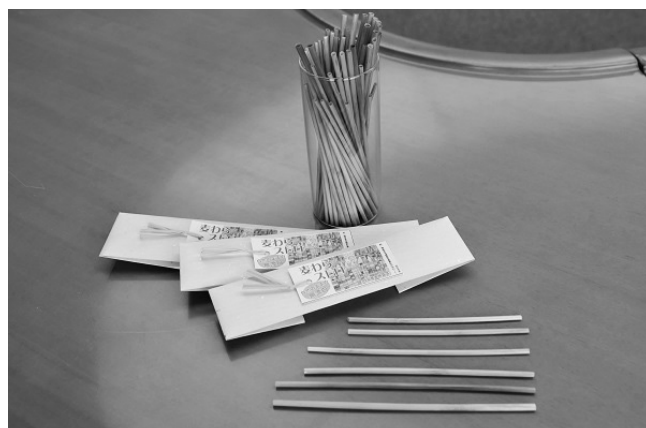
- 家庭におけるエネルギー使用の6割を占める電気使用量の削減に向け、省エネ家電・LED照明への買替えや、こまめな省エネ行動を促進します。
- 自動車からの二酸化炭素の排出を削減するため、エコドライブ・公共交通機関の利用を促進します。
- うちエコ診断（家庭）や省エネ診断（事業所）の推進により、無理のない省エネ・節電を進めます。

3 公害防止への取組

- 継続的な騒音調査により、現状と変化を把握し、まちづくりや住みよい住環境整備に努めます。
- 空間放射線量、光化学オキシダント、PM2.5については、県の調査結果や提供情報を注視しながら、必要な情報を適切に市民へ発信します。
- 公害の発生抑制に向けた啓発を行うとともに、公害発生時には現場確認及び指導により、再発防止に努めます。

【まちづくり指標（KPI）】

まちづくり指標	現状値		目標値		備考 (数値根拠)
	数値	年度	数値	年度	
公共施設の照明のLED化進捗率	36.2%	2022 (R4)	95%	2028 (R10)	



●第2項 低炭素社会



【前期基本計画での主な取組】

- 2016年度（平成28年度）に策定した「伊那市二酸化炭素排出抑制計画」の目標値を上方修正（令和3年3月）し、再生可能エネルギーの普及や利用促進に取り組みました。
- 友好提携都市の東京都新宿区と2008年（平成20年）2月に締結した「地球環境保全のための連携に関する協定」の期間延長協定に基づき、引き続きカーボン・オフセット事業に取り組みました。
- 屋根置き型太陽光発電や水力発電など、伊那市にふさわしい再生可能エネルギーの普及に取り組みました。

【施策分野における現状と課題】

- 本市が持つ豊かな森林や水を利用するエネルギーの地産地消に向け、市民・企業・行政が連携し、再生可能エネルギーの積極的な創出と利活用に取り組む、エネルギーを賢く使うまちづくりを進めていく必要があります。
- 自然環境の保全と持続可能なまちづくりを進めるため、市民・企業・行政が連携し、「伊那市二酸化炭素排出抑制計画」や「伊那市2050年カーボンニュートラル行動計画」に沿って温室効果ガスの排出抑制に継続的に取り組む必要があります。

- 公共施設にペレットストーブ・ボイラーや薪ストーブ、太陽エネルギー利用設備等を導入するとともに、市民・企業等に設備導入補助を行いました。
- 2050年カーボンニュートラルの実現を目指すことを宣言するとともに、その実現に向けて具体的な行動を示した「伊那市2050年カーボンニュートラル行動計画」を策定しました。

- 木質バイオマスエネルギー設備の導入推進を図るとともに、燃料となる原木の安定的な調達と、製造設備等の整備を促進する必要があります。



【後期基本計画における施策と展開方針】

1 伊那から減らそうCO2!!

- 市有施設における再生可能エネルギーの導入やエネルギー機器の高効率化を推進し、施設のZEB化を目指します。
- 家庭や事業所におけるZEH化、ZEB化を推奨し、照明のLED化、エネルギー機器の高効率化、屋根置き型太陽光発電設備、木質バイオマスボイラー等の導入を促進します。
- 政府の地球温暖化対策計画に基づき、2030年度（令和12年度）における本市の温室効果ガス排出量を、2013年度（平成25年度）に比して49%削減します。
- 「伊那市50年の森林（もり）ビジョン」に基づき、森林資源と水資源のエネルギー化に向けた取組を推進します。

2 再生可能エネルギー導入の促進

- 「伊那市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に掲げた目標達成に向け、全ての市有施設に再生可能エネルギーの導入を進めるとともに、市民・企業へ再生可能エネルギーの導入を促進します。
- 地球温暖化防止に向けた再生可能エネルギーの活用について、広く市民に啓発することにより、市民の理解と関心を高めます。
- 再生可能エネルギーを中心とする発電事業者及び民間企業等との連携について検討を行い、地域でのエネルギーの地産地消の実現を目指します。
- 化石燃料に頼らず、自然環境に負荷の少ないエネルギーの活用を進めることで、二酸化炭素排出量を減らすとともに、そうした活動を経済成長の機会にするための変革への取組の検討を進めます。
- 木質バイオマス設備の普及に向けて、ペレット等の木質バイオマス燃料が安定的に供給できるよう、供給体制の充実を図ります。

【まちづくり指標（KPI）】

まちづくり指標	現状値		目標値		備考 (数値根拠)
	数値	年度	数値	年度	
市有施設における二酸化炭素排出量	8,645 t-CO2	2022 (R4)	7,589 t-CO2	2028 (R10)	
ペレットボイラー等木質バイオマス熱供給設備の設置数	29 基	2022 (R4)	73 基	2028 (R10)	

第2章 用語解説

●【伊那市50年の森林（もり）ビジョン】

伊那市の森林や林業の現状を把握することで50年後のあるべき姿を設定し、目標を定めて推進すべき内容を記載した計画。
－理念－ 山（森林）が富と雇用を支える50年後の伊那市
1 市民生活と共生し、市民が活用できる森林であり続けます。
2 森林・自然環境の維持と更なる機能向上に努めます。
3 森林資源・自然環境資源・人材資源を育て、活かし、利用する循環社会を創出します。

●【移動教室】

新宿区立小学校が2泊3日の日程で伊那市を訪れ農家民泊をしながら行われる各種体験教室。3日目に市民の森を利用して、間伐や木工などの森林・林業体験を実施する。

●【奉仕合宿】

長野県の進める「森林の里親制度」により、西春近自治協議会と都立高校（北園高校）が締結した「森林の里親協定」に基づき、毎年2泊3日で市有林をフィールドに行われる森林保全活動（支障木伐採や下刈り、歩道へのチップ敷き等）。

●【ネイチャーポジティブ】

生物多様性の損失を止め、回復傾向に向かわせること。自然再興。

●【三風の会】

伊那谷の風土・風景・風格の創造や未来への継承に係る活動を目的として発足した、産学官連携による組織。構成員は、上伊那広域行政の8市町村、長野県経営者協会地域活性化委員会、長野県テクノ財団伊那テクノバレー企画委員会、信州大学、モデルルートの住民からなる。

●【アダプトシステム】

アダプトとは、養子縁組をするという意味。住民が道路などの公共スペースを養子のように愛情を持って面倒を見る（清掃・美化）ことから命名された。

●【無電柱化事業】

道路の地下空間を活用して、電力線や通信線などをまとめて収容する電線共同溝などの整備による電線類地中化や、表通りから見えないように配線する裏配線などにより道路から電柱をなくすこと。

●【循環型社会】

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）では、まず製品等が廃棄物等となることを抑制し、次に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが確保されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」とされている。

●【3R（スリーアール）】

Reduce（リデュース＝廃棄物を出さない）、Reuse（リユース＝再使用する）、Recycle（リサイクル＝再資源化する）の略称。廃棄物をできるだけ出さず、使用済みの物を再使用や再利用にまわそうというもので、この順で環境負荷削減効果が大きく、優先的に取り組まれるべきとされ、循環型社会をつくって

いく上での基本的な考え方となっている。

●【光化学オキシダント】

工場や車から出る窒素酸化物や炭化水素（揮発性有機化合物（VOC））が太陽からくる紫外線のエネルギーによって反応してできるオゾンやPAN（ペルオキシアセチルナイトレート）、アルデヒドなどの汚染物質。オキシダントは一つの汚染物質の名前ではなく、オゾン、PANなどの総称。

●【PM2.5】

大気中に浮遊する粒子状物質のうちでも特に粒径の小さいもの（粒径2.5 μm 以下の微小粒子状物質）。呼吸器の奥深くまで入り込みやすいことなどから、人への健康影響が懸念されている。

●【カーボン・オフセット】

自らの温室効果ガス排出量のうち、どうしても削減できない量の全部又は一部を他の場所での排出削減、吸収量でオフセット（埋め合わせ）すること。

●【ペレットストーブ・ペレットボイラー】

木片、端材、木くずなどから生成された木質ペレットを燃料とするストーブ・ボイラー。

●【ZEB】

ゼブ、net zero energy building。太陽光発電と断熱性能の向上、省エネ機器等により、消費する量以上のエネルギーを自ら生み出すビル。

●【ZEH】

ゼッチ、net zero energy house。太陽光発電と断熱性能の向上、省エネ機器等により、消費する量以上のエネルギーを自ら生み出す家。